

超高齢時代を乗り切る 地域政策

～地域政策構想技術リスキリング集中プログラム～

【概要】

人口減少や超高齢化という環境の中にある現在、求められる地域政策とは何か。本プログラムでは、<自治体経営から地域経営への転換と地域再生DX>をテーマにオンデマンド配信とリアルタイムの政策構想ディスカッションを組み合わせ、自治体の議員や職員研修などへ、これからの地域構想の材料を提供します。地域再生DXの推進に伴うリスキリングの機会として、ぜひご参加ください。

【講師】

猿渡知之（株式会社日本経済研究所理事、大正大学地域構想研究所客員教授）

第1部 マクロ分析からの構想(大きな流れの中から考える)

第1回	戦後日本経済の動向と地域政策(国主導から自治体主導へ)
第2回	人口ピラミッドの変化と地域政策(後追いから先取りへ)

第2部 政策フレームワークからの構想(政策の型から考える)

第3回	超高齢時代の地域政策
第4回	地域内経済循環の創造
第5回	地域DXの進め方

第3部 老後の不安解消と地域経済循環拡大に向けた地域再生DX

第6回	サービス循環による地域市場の再構築
第7回	トータルライフケアと地域再生DXプラットフォーム

第4部 日本の地方自治と地域政策(歴史と理念との調和)

第8回	日本の地方自治制度の原型 江戸時代の自治をどう見るのか
-----	--------------------------------

【日時】

◆ オンデマンド講座(全8回):2023年6月1日から逐次配信
(10月末日まで視聴可能)

◆ 政策構想ディスカッション(全5回、各回1時間程度)

【第1回】2023年6月28日(水)17時～

【第2回】2023年7月26日(水)17時～

【第3回】2023年8月23日(水)17時～

【第4回】2023年9月27日(水)17時～

【第5回】2023年10月25日(水)17時～

<自治体経営から地域経営への転換と地域再生DX>

◎ 戦後の地域政策

- ・戦後5次にわたる全国総合開発計画などによる地域政策
- ・高度成長期以降インフラ整備等を通じて工場等を誘致し雇用の創出等を図る振興策
- ・バブルの崩壊やグローバル経済化に伴う産業の空洞化
→ 公共投資を中心とする経済対策

◎ 人口減少や超高齢化という環境の中にある現在求められる地域政策

- ・インフラ整備によるサービスの集約化・効率化など従来の手法だけでは対応できない
- ・地方分権・地方創生の取組みを進めながら、2040年に向け、超高齢時代を切り抜けるための地域政策を各地で立案することが必要
- ・ICTの活用等の様々な手法を駆使し、「自治体経営」から「地域経営」への転換が必要
「自治体経営」= 行政の守備範囲の中で公共サービスの効率的な提供を目標
「地域経営」= 地域資源の総量を拡大し住民のトータルな福祉の向上を目標
- ・地域再生DXの取組みが求められる

◎ 本プログラムの狙い

本プログラムでは、このような要請を踏まえ、自治体の議員や職員研修などへ、これからの地域構想の材料を提供するとともに、地域再生DXの推進に併せて必要となるリスクリングの機会となることを目指している。

猿渡知之（株式会社日本経済研究所理事、大正大学地域構想研究所客員教授）

<総務省で> 自治政策課理事官・企画官（2001年4月～2003年8月）、高度通信網振興課長（2009年4月～2011年3月）、地域政策課長（2012年4月～2015年7月）、地方創生・地域情報化等の担当審議官（2015年7月～2018年7月）

<自治体で> 京都府総務部長・副知事（2003年8月～2009年3月）をはじめ、青森県庁・栃木県庁・千葉県庁・大阪府庁での勤務

<主な著書> 「超高齢時代を乗り切る地域再生の処方箋」（ぎょうせい、2022年）、「自治体の情報システムとセキュリティ」（学陽書房、2019年）、「公的個人認証のすべて」（ぎょうせい、2003年）

◆ 個人でお申し込みの場合 1万円円/名

◆ 自治体・企業等の研修の場合 一団体あたり 5万円

※「地域政策構想技術リスクリングノート（2023年5月出版予定）を1人につき2冊まで、ご希望に応じて送付します。

<https://eventory.cc/event/taishouniversity-2>

または、QRコードからお申し込みをお願いします。

大正大学 地域構想研究所

TEL：03-5944-5482（直通）

Mail：chikouken_office@mail.tais.ac.jp

窓口受付時間：9時～17時（月～金）



政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士	整理番号	9・10		
費目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	調査研究費(ガソリン代)				
支払金額	16,820円	按分率	50%	計上額	8,410円
按分率の考え方	使用実態に占める政務活動の割合が不明				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

9
ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月15日 16:55

売上
MASTERカード カイン 様
トク XXXXXXXXXXXX
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-05
51.58L

合計 ¥8,356
(消費税10%対象 ¥8,356
内消費税等 ¥760)
クレジット支払

MasterCard
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0978454

現金で売上した場合は領収書をお出し頂きます。
消費税額表示の場合約消費税を請求書にて
請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア関西
DDセルフ天神川四条店
京都府 京都市右京区
西院西貝川町32-1
TEL: 075-861-0737 SS-372620
サイトNo 2148-02
データNo4547-4550
外通番17-17530
020セルフ売上 2023/05/15

10
COSMO

納品書(領収書)

上原成商事(株)
新丸太町
TEL: 075-872-9490 SS-116907

2023年06月04日 09:44 伝票No. 4185
通番2593

マスター 様
XXXXXXXXXXXX
売上 マスター

11200
Rガソリン P11 ¥8464
数量 50.38(L)
単価 168

合計 ¥8,464
(内ガソリン税 253.8 ¥2710)
(内税分消費税 ¥769)
(10%税込対象額 ¥8464)
(10%消費税 ¥769)

承認No. 0000935750 処理通番 07539
支払方法 通常
端末番号: 7740577711690 IC サイト
ATC: 005A カードマネー番号: 00
APL: Mastercard
AID: A0000000041010

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士			整理番号	11・12
費目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	調査研究費 (ガソリン代)				
支払金額	11,661円	按分率	50%	計上額	5,830円
按分率の考え方	使用実態に占める政務活動の割合が不明				
備考					

11

領 収 証

No. _____

令和 5 年 6 月 24 日

ニノ湯レムジ事務所様

内 訳

	円								
			2	5	7	4			

税抜金額 _____

消費税額(%) _____

但し ガソリン代として
上記の金額正に領収いたしました

ウメムラ石油サービス有限公司

花園給油所

〒616-8057
京都市右京区花園木辻南町4-1
TEL(075)462-6850
FAX(075)462-6837

ウメムラ石油サービス有限公司
花園給油所
印

12

NEOS

納品書(領収書)
2023年07月07日 11:14

品名: 現金
品番: P-14
数量: * 9,087
単価: ¥9,087
金額: ¥9,087
消費税: ¥826
合計: ¥9,913

納品先: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〒〇〇〇〇〇〇
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

NEOSプロンティア関西
D.D.セルブテック神川西店
京都府京都市右京区
西院西園川132-1
TEL: 075-861-0737
FAX: 075-861-0737

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士	整理番号	13~15
費目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費		
支払内容	調査研究費(ガソリン代)		
支払金額	24,766円	按分率	50% 計上額 12,383円
按分率の考え方	使用実態に占める政務活動の割合が不明		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

13

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月03日 14:18

売上
MASTERカード カイン様
トクン XXXXXXXXXXXX
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-08
52.54L *
178円 ¥9,352
合計 ¥9,352
(消費税10%対象 ¥9,352
内消費税等 ¥850)
クレジット支払

Mastercard
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0973275
現金で売上し、領収書は控えとして頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
請求いたします。
消費税は、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア関西
DDセルフ天神川四条店
京都府 京都市右京区
西院西貝川町32-1
TEL:075-861-0737 SS-372620
サイトNo 5082-03
ターナNo9882-9885

14

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月27日 10:02

売上
MASTERカード カイン様
トクン XXXXXXXXXXXX
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-11
54.01L *
¥9,992
合計 ¥9,992
(消費税10%対象 ¥9,992
内消費税等 ¥908)
クレジット支払

Mastercard
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0932324
現金で売上し、領収書は控えとして頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
請求いたします。
消費税は、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア関西
DDセルフ天神川四条店
京都府 京都市右京区
西院西貝川町32-1
TEL:075-861-0737 SS-372620
サイトNo 7792-04
ターナNo9938-9941
外通番17-47995
020セルフ売上 2023/08/27

15



apollostation

(株)ペトロスター関西
SP西院
京都府京都市右京区
西院日照町12
TEL:075-311-5548 SS:40111-44353

クレジットカード売上票

2023/09/06(水) 23:44 伝票No.7781
取引通番 3148

SHINJI NINOYU 様
514-44353-9508-0003 IC 40111
XXXXXXXXXXXX
提携カード

012000 8290
レギュラーガソリン P01 ¥5422
数量 29.47L
単価 @184

合計 ¥5,422
(内税分消費税 ¥493)
(内税10%対象 ¥5422)
(内税10%消費税 ¥493)

承認No.0000970968
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,422
有効期限 XX年XX月 2 企業「ト」 0001
端末識別番号 7736410105201
ARCO0 ATC0076 00 Mastercard
A0000000041010
2:0000000-0:0000000
係員:セルフプラザ西院 01

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士	整理番号	16
費目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	日本会議地方議員連盟（年会費）		
支払金額	8,000円	按分率	100% 計上額 8,000円
按分率の考え方			
備考	年会費12,000円のところ、月割りにて計上		
（領収書は、重ならないように貼付してください。）			

領 収 証 二 之 湯 真 士 様 No. _____

★ ￥ 1 2, 0 0 0 ※

但 令和5年5月～令6年4月分会費として

令和 5 年 6 月 15 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

日 本 会 議

〒153-0042東京都目黒区青葉台3-10-1-601

TEL03 (3476) 5611 FAX03 (3476) 5612



収 入
印 紙

このうち 5月～12月の8ヶ月分
のみ計上.

活動報告書

No 3

会派・議員名 自由民主党 二之湯真士

費目	○調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費		
報告事項	日本会議地方議員連盟年会費（12ヶ月分）		
年月日	令和5年5月～令和6年4月分		
場所	東京都目黒区青葉台3-10-1-601		
対象者	二之湯真士		
目的	日本会議はわが国の再建と誇りある国づくりのために政策提言と国民運動を推進する民間団体であり、議員会員になることで日本会議の機関誌『日本の息吹』を得られる。		
内容	機関誌『日本の息吹』は、昭和59年（1984）以来、今日まで発行されている月刊誌で、そこには各界の一線で活躍する有識者が、たとえば皇室・憲法・歴史・教育・家族・安全保障など多岐にわたるテーマを取り上げ、現状や課題について示し、論点を提供している。		
結果・成果等	ここで論じられているテーマは、地域から府全体の発展を目指し考える京都府議会議員として看過できない論点を多く含んでおり、より詳しい知識や見識を得る事ができ、活動するうえで大変役に立った。		
活動に要した支出	支出内容	計上額（円）	内訳等
	会費	8,000円	年会費12,000円のうち5月～12月の8ヶ月分のみ計上
		当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費	
領収書整理番号	16		
備考			

注 該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。

令和五年五月吉日

日本会議
会長 田久保 忠衛

日本会議京都府議会議員連盟

各位

会費ご納入のお願い

謹啓 時下、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会に御協力たまわり洵にありがとうございます。

この度、本会会員の期間が満了となりましたので、引き続きご継続をたまわりますよう、年会費のご納入方謹んでお願い申し上げます。

未筆ながら、貴殿のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

謹白

○地方議員連盟会員年会費 一万二千元

(一ヶ年・令和五年五月～令和六年四月分として)

お問い合わせ先 日本会議事務総局 (担当) 本多

〒一五三―〇〇四二 東京都目黒区青葉台三十一―一六〇一

電話 〇三―三四七六―五六一一 FAX 〇三―三四七六―五六二二

日本の息吹

平成4年9月2日第3種郵便物認可
令和5年6月1日発行
(毎月1回1日発行)通巻第426号

月刊
令和5年
NIPPON
NO
IBUKI

6

誇りある国づくりをめざすオピニオン誌

426

日本会議

特集 三好達名誉会長追悼特集／田久保忠衛、平沼赳夫、古屋圭司、下村博文、小堀桂一郎、山口建史、中島精太郎、百地章、男成洋三、椛島有三、寺島泰三
●G7議長国としての日本の使命／北野幸伯

特集 侍ジャパン・WBC優勝を世界はいかに見たか



提言コーナー

国民を守る体制を早急につくれ

東京都品川区 山本孝一

4月13日、北朝鮮のミサイル発射に国は北海道に着弾の危険有りとアラートを鳴らし避難を呼びかけた。もし本当に攻撃を受けたら

らどうするのか。何で国は反撃しないのか。敵のミサイルを打ち落とさないのか。法律がないので出来ないのか。我が国にそのようなミサイルがないなら至急法改正をして反撃する武器を用意すべきだ。危機感を国会議員も総理大臣も持たないのか。日本が三回目の核攻撃を受けないと目が覚めないのか。北朝鮮・ロシア・中国と世界で最も危険な国に取り囲まれている日本。今やるべきことは、国を守

注目の図書

天智天皇論(抄)

橋孝三郎著
展転社 / 4500円+税

組織・チーム・ビジネスを勝ちに導く「作戦術」思考

小川清史著
ワニブックス / 1400円+税



株式会社 廣 建
東京都中央区新川二丁目21番18

葬儀 偲ぶ心を「かたち」に…心の葬儀社

株式会社 日本典礼

家族葬・一般葬・大規模葬
年中無休・24時間受付
迅速に対応いたします。生前予約 受付中
☎ 0120-210-500
東京 神奈川 千葉 埼玉
築地本願寺 護国寺 増上寺 など



森藤技研工業株式会社
愛知県春日井市勝川町一丁目1-27 電話(0568)31-2134

目次 「日本の息吹」令和5年6月号

表紙 「花じょうぶ」 竹中俊裕

●グラビア……………	2	謝辞/三好晶子	
●今月の言葉/北野幸伯……………	3	献杯の辞/寺島泰三……………	22
● 特集 侍ジャパン・WBC優勝を世界は		●[連載]今月の憲法審査会……………	23
いかに見たか……………	4	●安倍晋三元内閣総理大臣の遺産/村主真人……………	24
● 特集 三好達名誉会長追悼特集		●[連載]防人たちの今(47)/桜林美佐……………	26
三好達先生を偲ぶ会……………	8	●[連載]日本を取り戻す教育/高橋史朗……………	28
お言葉で偲ぶ三好達先生……………	9	●[連載]葉隠れの里から/彌吉博幸……………	30
主催者挨拶/田久保忠衛……………	12	●[連載]地方から誇りある国づくりを	
追悼と感謝の言葉/平沼赳夫、古屋圭司、		／光永邦保熊本市議会議員(当時)、	
下村博文、小堀桂一郎、山口建史、中島精太郎、		中村一夫大和市議会議員……………	32
百地章、男成洋三、梶島有三		●息吹のひろば……………	34

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士	整理番号	17
費目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	イベント学会(年会費)		
支払金額	6,846円	按分率	100% 計上額 6,846円
按分率の考え方			
備考	年会費10,000円のところ、月割りおよび12月は日割りにて計上		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

現金自動預金支払機			
ご利用明細書			
●本日は [] をご利用いただきありがとうございます●			
お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容	
050727	1029	お振込	
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
[]	[]	[]	[]
振込通番	振込手数料	金	額
000035	¥495	¥	10000
メッセージコード	残	高	
			**
お振込先	みずほ銀行 麴町支店 普通 1694891 イベントカッカイ 様 年会費		
ご依頼人	ニノリシンジ様 ニノリ シンジ 様		
ご依頼人	075-862-1355		
ご案内	(お知らせ欄)		
	おつり		
	**		

このうち
¥6,846-
のみ計上

活動報告書

No 4

会派・議員名 躍動京都 二之湯真士

費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費		
報告事項	イベント学会（年会費）		
年 月 日	令和5年7月27日		
場 所	東京都千代田区一番町13-7 KGビル3階		
対 象 者	二之湯真士		
目 的	イベント学会は、多様な専門分野や異なった立場の会員が、イベントに関する、情報、知識、ノウハウなどを提示し、新しい「イベント学」の共同成果を創造的に生み出す機会と場をつくることを目的に運営されているが、私は主に、関西歴史文化首都構想を、イベントを通じて実現するべく共同研究をしている。		
内 容	令和5年度活動内容として、 ●メンバーとの意見交換（随時） ●11/27「関西・歴史文化首都構想フォーラム」IN KYOTOへの参加		
結果・成果等	オンラインが普及する今でも、いや、それだからこそ、リアルなイベントの開催およびそのレガシーを用いて社会を創る有効性は未だ大きいと感じることができた。その意味で、2025年の大阪・関西万博を通じて、「歴史文化首都」構想の具現化を図ることは有効であるし、その中で、京都が多様な歴史・文化を再確認する意義は大きい。私は、渡来人「秦氏」を一つの軸に京都歴史文化の多様性を表現したいと思う。		
活動に要した支出	支出内容	計上額（円）	内 訳 等
	年会費	6,846円	¥10,000-のうち、4月～11月分および12月の日割り分のみを計上
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費		6,846円
領収書整理番号	17		
備 考			

注 該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。

2023年7月5日

二之湯 真士 様

請求書



イベント学会

事務局長 上代 圭子
〒102-0082 東京都千代田区一番町 13-7
一番町KGビル3階
電話 03-5215-1680

ご請求金額 ￥10,000 -

但し、2023年度個人会員年会費として

振込先 みずほ銀行麹町支店（支店番号021）
普通預金 口座番号：1694891
口座名：イベント学会

ゆうちょ銀行
口座番号：00120-0-357450
口座名：イベント学会

*勝手ながら振込手数料は、貴殿のご負担でお願いします。

イベント学会会則

(2016年5月27日改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、イベント学会(英文名 JAPAN INSTITUTE OF EVENTOLOGY、略称 JIE)と称する。

(本部・地域本部)

第2条 本学会は、本部を東京都におくほか、必要に応じて理事会の承認を得て地域本部をおくことができる。

(目的)

第3条 本学会は、次の活動を行うことを目的とする。

- (1) 多様な専門分野や異なった立場の会員が、イベントに関する、情報、知識、ノウハウなどを提示し、新しい「イベント学」の共同成果を創造的に生み出す機会と場をつくる。
- (2) イベントの効果と成果を世論に訴え、具体的な事業提案を行い、産業界・市民団体を動かし、より質の高いイベントの実現を目指す。
- (3) 国・地方行政への政策提案等発信力を強化し、イベントの実現力を高める。
- (4) 会員の研究成果が、広くイベントや教育の場に取り入れられ、理論、知識、技術などの向上に寄与するとともに、人材の育成および、学術、文化、産業、社会の発展に貢献する。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) イベントに関する理論的、実証的研究
- (2) イベントに関する技法開発
- (3) イベントに関する情報収集・提供
- (4) イベントに関する学术交流・協力
- (5) イベントに関する研究大会(研究発表会)の実施
- (6) 機関誌「イベント学研究」の発行
- (7) 前各号の他、本学会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(構成)

第5条 本学会は、本学会の目的および事業に賛同する会員をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 本学会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本学会の目的に賛同し所定の会費を納める個人
- (2) 準会員 本学会の目的に賛同し所定の会費を納める学生および大学院生*

* 学生および大学院生とは、日本国の管轄省庁の認可により所在する大学院博士前期課程(修士課程)、

大学学部、短期大学、専門学校(専修学校専門課程)、高等専門学校の満 18 歳以上の在学(校)生とする。
大学院博士後期課程(博士課程)、通信教育課程、科目履修生、研究生等の所属生はこれを認めない。

(3)賛助会員 本学会の目的に賛同し所定の会費を納める法人、自治体および任意団体。

(入 会)

第7条 本学会に新たに入会を希望するものは、個人会員2名の紹介により、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 賛助会員にあつては、法人、自治体または任意団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者を定め、会長に届けなければならない。

(会 費)

第8条 会員が納付すべき入会金および会費は、總會においてこれを定める。

2. 個人会員ならびに賛助会員は、入会時に、入会金および当該年会費を納めなければならない。

3. 準会員は、入会に際して当該年会費を納めなければならない。入会金は免除とする。

4. 会員は、毎年度始めに年会費を納入しなければならない。

5. 下半期中の入会にあつては、入会金全額および当該年会費の半額を納入するものとする。

6. 既納の入会金および会費は、これを返還しない。

7. 退会した会員が再入会する場合には入会金は免除とする。

(退 会)

第9条 会員が退会するときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

2. 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)個人会員あるいは準会員が死亡したとき

(2)賛助会員は、その法人、自治体または任意団体が消滅したとき

(3)所定の会費を1年以上納入しないとき

(除 籍)

第10条 会員が、本学会の名誉を傷つけまたは本学会の目的に反する行為をしたとき、理事長は、理事会の議決および会長の承認を経て、その会員を除名することができる。

2. 前項の場合、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員および顧問

(役員構成)

第11条 本学会に次の役員を置く。

(1)会長(代表理事) 1名

(2)副会長 1名以上3名以内

(3)常務理事 1名以内

(4)理事 10名以上15名以内

(5)監事 2名

(役員を選任)

第12条 理事および監事は、総会において、個人会員・準会員の中から選任する。

2. 総会における理事の選任は、個人会員による選挙により推薦された個人会員および、現会長(代表理事)および現副会長に推薦された個人会員・準会員について、過半数の承認を得て行うものとする。
3. 総会における監事の選任は自薦・他薦により、過半数の承認を得て行うものとする。
4. 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため、理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得てこれを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
5. 会長(代表理事)は、理事会において互選する。
6. 副会長は、会長(代表理事)が理事会に諮って、理事の中から選任する。
7. 常務理事は、必要に応じて、会長(代表理事)が理事会に諮って、理事の中から選任することができる。
8. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長(代表理事)は、本学会の活動を総理し、本学会を代表する。

2. 副会長は、会長(代表理事)の仕事を補佐し、会長(代表理事)の定めるところにより、本学会の業務を分担管理するとともに、会長(代表理事)の職務遂行に不都合が生じたときは、あらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。
3. 会長(代表理事)は、本学会の事業ならびに会務の執行を総括する。
4. 常務理事は、常勤の役員として、他の役員の仕事に補佐し、会務の処理にあたる。
5. 理事は、理事会において会務を審議し、会務の執行にあたる。
6. 監事は、本学会の財産及び理事の業務執行の状況を監査し、法令、会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告する。報告のため必要があるときは、総会を招集する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とし、重任を妨げない。

2. 役員は、その仕事終了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
3. 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1)職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、役員に相応しくない行為があると認められるとき。
2. 前項(2)の場合、理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(名誉会長、名誉副会長)

第17条 本学会に名誉会長を1名、名誉副会長を若干名おくことができる。

2. 名誉会長および名誉副会長の選任は、理事会の推薦により、会長(代表理事)が行う。
3. 名誉会長および名誉副会長は、会長(代表理事)の諮問に応え、意見を述べることができる。
4. 第14条1項の規定は、名誉会長および名誉副会長について準用する。

(顧問)

第18条 本学会に顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問の選任は、理事会の推薦により、会長(代表理事)が行う。
3. 顧問は、会長(代表理事)の諮問に応え、意見を述べることができる。
4. 第14条1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 本学会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営会議

(会議の構成)

第20条 総会は、本学会の最高決議機関で、会員をもって構成する。

2. 理事会は、本学会の意思決定機関で、理事をもって構成する。
3. 運営会議は、本学会の執行機関で、理事会にて選任された会員をもって構成する。
4. 会議には、会長(代表理事)の求めに応じて、オブザーバーを出席させることができる。

(会議の決議事項)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
 - (2) 事業計画および事業予算に関する事項
 - (3) 事業報告および事業決算に関する事項
 - (4) 会費に関する事項
 - (5) 解散ならびに残余財産の処分に関する事項
 - (6) 委員会等の設置および廃止に関する事項
 - (7) その他、本学会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に決議すべき事項
 - (2) 総会の決議により委任された事項
 - (3) 事業ならびに会務執行に必要な規程および改廃に関する事項
 - (4) 顧問に関する事項

(5)その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催する。

(1)会長(代表理事)が必要と認めたとき

(2)理事会の決議によるとき

(3)会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があったとき

3. 理事会は次の各号いずれかに該当するとき開催する。

(1)会長(代表理事)が必要と認めたとき

(2)理事会を構成する役員の過半数から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があったとき

4. 運営会議は次の各号いずれかに該当するとき開催する。

(1)年間の開催計画に定めたとき

(2)会長(代表理事)が必要と認めたとき

(3)運営会議を構成する会員の過半数から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があったとき

(会議の招集)

第23条 総会は、会長(代表理事)が招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の目的事項、日時ならびに場所を示して、14日以前に書面をもって通知しなければならない。

3. 理事会は会長(代表理事)が招集する。

4. 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時ならびに場所を示して、あらかじめ書面をもって7日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要するときはこの限りではない。

5. 運営会議は会長(代表理事)が招集する。

6. 運営会議を招集するときは、会議の目的事項、日時ならびに場所を示して、あらかじめ書面をもって7日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要するときはこの限りではない。

(会議の議長)

第24条 会議の議長は会長(代表理事)または副会長があたる。

(定足数)

第25条 会議は、構成する者の過半数をもって定足数とする。

(会議の決議)

第26条 総会および理事会の議事は、この会則に別に定める場合を除いて、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、個人会員および理事が、ひとり1票を有する。

2. 理事会における議決権は、理事が1票を有する。

3. やむを得ない理由のため、会議に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって議決し、又はその会議を構成するものに議決権を委任することができる。
4. 前項に定めるところにより議決権を行うものは、出席したものと見なす。

(議事録)

第28条 総会および理事会の事項については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)開催の日時および場所
 - (2)会議を構成する者の現在数
 - (3)会議に出席した者の氏名(委任状を含む)
 - (4)決議事項
 - (5)議事の経過、要領および発言者の発言内容
 - (6)議事録署名人の氏名
2. 議事録には議長および議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

(学会の資産)

第29条 本学会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)入会金収入
- (2)会費収入
- (3)寄付金品
- (4)資産から生ずる収入
- (5)その他の収入

(資産の運用管理)

第30条 本学会の資産は、会長(代表理事)が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第31条 本学会の経費は資産をもって支弁する。

(会計年度)

第32条 本学会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算および決算)

第33条 本学会の事業計画および収支予算は、総会の決議を経て定め、事業報告および収支決算は、会計年度終了後3ヵ月以内に、年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. 年度開始前に予算が議決されないときは、議決するまで前年度の予算にもとづいて執行する。
3. 本学会の収支決算に差益が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部または一部を積み立て、または翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第34条 本学会に、会務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には、理事会の承認を得て、事務局長および事務局職員を置くことができる。
3. 事務局長は、理事会の同意を得て会長(代表理事)が委嘱し、職員は、会長(代表理事)が任免する。
4. 事務局の会務については別途定める。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更等)

第35条 本会則は、総会において、議決権をもつものの過半数の承認によって変更することができる。

2. 本会則以外に必要な規程に関しては、理事会の承認をもって細則等を定めることができる。

(解散)

第36条 本学会の解散は、総会において、議決権をもつものの3分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本学会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席会員の2分の1以上の承認を得て、本学会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄付するものとする。

(規程などへの委任)

第38条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長(代表理事)が別に定める。

附則

- ・本会則は、2016年5月27日から施行する。
- ・2015年度の法人会員および自治体会員の2016年度の賛助会員への移行に当たっては、(入会)第7条第2項と、(会費)第8条第4項における入会金の納付義務は適用しない。

費報広聴広

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	二之湯真士	整理番号	85・86		
費目	調査研究費・研修費(広聴広報費) 要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	メルマガ配信利用料				
支払金額	13,942円	按分率	90%	計上額	12,547円
按分率の考え方	配信内容により按分				
備考	No.86については、11月～1月分のうち11月と12月の日割り分のみを計上				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

85 現金自動預金支払機
ご利用明細書

●本日は [] をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容	
0507271029		お振込	
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金額	
000034	¥495	¥10450	
メッセージコード	残	高	
		**	
お振込先	三井住友銀行 ×メルマガ配信利用料 渋谷駅前支店 普通 3958761 カ) アイコミュニケーション 様		
ご依頼人	ニノリシンジ 様		
	075-862-1355		
ご案内	(お知らせ欄)		
	おつり		
	**		

86 現金自動預金支払機
ご利用明細書

●本日は [] をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容	
0510251215		お振込	
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金額	
000082	¥495	¥9900	
メッセージコード	残	高	
		**	
お振込先	三井住友銀行 渋谷駅前支店 普通 3958761 カ) アイコミュニケーション 様 <i>アメール メルマガ配信 利用料</i>		
ご依頼人	ニノリシンジ 様		
	075-862-1355		
ご案内	(お知らせ欄)		
	おつり		
	**		

このうち、11月分と
12月分の日割り7割分
の¥3,712-のみを
計上

